

実業学校における「花」・「茶」の受容
滋賀県愛知郡立愛知実業学校女子部を事例に

小林 善帆

愛知川町史研究 第2号 別刷
愛知川町教育委員会 町史編さん室
2004年3月

実業学校における「花」・「茶」の受容

滋賀県愛知郡立愛知実業学校女子部を事例に

小林 善 帆

はじめに

「花」・「茶」(1)の受容人口が女性優位であることは今日誰もが知るところであるが、江戸中期までは男性優位であり、明治期以後の学校制度(女子中等教育)との結合が、その女性受容人口の増大を決定的にしたと考えられてきた。

これに対し、山村賢明氏は明治維新後の「茶」について、「茶は学校文化としての正統性を獲得することはできなかった」とし(2)、田中秀隆氏は、女学校において「学校で習ったからそれが普及した」という説明は、説明としては不十分である」としている(3)。

また旧稿において私は、「花」・「茶」が高等女学校教育で大きな役割を占めたかのように考えられがちであるが、決してそうではなかった」と考えたことがある(4)。

これらのことから、今後さらに女子中等教育における「花」・「茶」の位置や役割を考察し、女性受容人口の増大を決定的にした要因が女子中等教育における取入れであったか否かを明らかにする必要があると思われる。またそれを明ら

かにすることは、近代における「花」・「茶」の在り様を再考することになるであろう。

本稿は、先の拙稿における考察対象が普通教育を主とし、上級学校(課程)への進学を視野に入れる高等女学校であったことに対し、実業学校という、普通教育としてではなく農業教育や刺繍をはじめとする手芸に重きをおいた教育課程をもつ女子中等教育における、「花」・「茶」の位置や役割を考えるものとした。

考察対象期間は、同校が滋賀県愛知郡立愛知実業学校女子部として設立された一九一〇(明治四三)年から、滋賀県立愛知高等女学校として改組される一九二二(大正十一)年までとする(5)。

1 開校

愛知高等女学校の前身となる愛知実業学校女子部が開校したのは、一九一〇(明治四三)年四月のことであった。

前年四月、愛知郡教育会は郡の補助を得て私立愛知実業補習学校を設立。女子に普通教育、農業教育、刺繍そのほか必

要な手芸を教えたところ、将来への発展が見込まれてその郡立を郡会に提議し可決され、一九一〇（明治四三）年三月文部大臣より郡立実業学校設立の認可を得るとともに、同月県知事より郡立実業補習学校附設の認可を得て開校に及んだのである（6）。

なお、同時期、滋賀県下の女子中等教育機関には、県女子師範学校、県立彦根高等女学校、県立大津高等女学校、町立日野実科高等女学校、町立水口実科高等女学校、町立長浜実科高等女学校などがあつた（7）。

2 学則・学科課程

実業学校（8）として、一八九九（明治三二）年二月に定められた文部省令第九号「農業学校規程」（9）に基づいて作成された同校の学則・学科課程を見ると（10）、女子の教育における目的は、「将来農家ノ婦女トシテ適切ナル実業ノ智能ヲ得シメ兼テ貞淑ノ美德ヲ養ハントト留意ス」と定められ、女子中等教育機関であつても「高等女学校令」（11）に基づく学校ではないためか、「良妻賢母」について触れられていない。

男子部と女子部が置かれ、修業年限は男子部一ヶ年一ヶ月、女子部三ヶ年であつた。定員は男子部五〇名、女子部百二〇名（一学年四〇名）であつた。男子部と女子部では学科内容、学期の区切り方などが異なり、男子部の場合「修身」「国語」以外は農業教育がなされ、女子部においては農業教育、手芸のほか普通教育も行われた（表1）。

文部省令第七号（明治三二年）に定められた高等女学校の学科目（12）と比べると、「外国語」「歴史」「地理」といった科目がなく、農業関係の科目、「手芸」「裁縫」の時間数が多い。また文部省令第二三号（明治四三年）に定められた実科高等女学校の学科目（13）と比べると、当校の方が農業関係の科目が多いとえる。

学期については、男子部は十一月一日に始まり翌年十一月三〇日に終わるものであつたが、女子部は四月一日に始まり三月三十一日に終わつていた。入学資格も、男子部は十四歳以上で六ヶ月以上の農業従事経歴を必要としたが、女子部は尋常小学校卒業または同等以上の学力を有す十二歳以上であり、学期・入学資格は、実業（農業）学校でありながら高等女学校と同様であつたことがわかる。

附設の実業補習学校は裁縫科二ヶ年・定員六〇名（表2）、手芸科一ヶ年・定員二〇名（表3）、さらに裁縫科・手芸科・実業学校女子部卒業生の進学課程として研究科一ヶ年・定員三〇名（表4）、ほかに製糸科一ヶ年・四〇名（表5）があり、学科内容はそれぞれ学科の名称どおり裁縫、手芸、製糸を主とした。各表欄外に記された「随意科」とは正課学科外（放課後）という意味でなく、この場合「随意科目」（選択科目）のことであろう。入学資格は、裁縫および手芸科は尋常六年卒業または同等以上の学力を有し年齢満十四歳以上、製糸科は年齢満十四歳以上、そして製糸科のみが授業料を徴収されなかつた。

校内では実業学校女子部は本科と呼ばれ、実業学校と実業

(表1) 実業学校女子部 学科程度及教授時数

科目	学年	毎週教 授時数	第一学年	毎週教 授時数	第二学年	毎週教 授時数	第三学年
修身	二年	二	道德ノ要旨 作法	二	同上	二	同上
国語	五年	五	講読 作文 習字	四	同上	三	同上
算術	二年	二	筆算四則小分数 珠算	二	筆算同上比例百分算珠算	一	筆算同上求積算珠算同上
理科	二年	二	博物大意	一	物理化学大意 気象	一	生理 衛生 大意
農業大意	二年	二	農業ノ大意				
作物 病虫害	二年	二	作物栽培 病虫害	二	同上	二	同上
園芸				二	蔬菜 果樹 草花	二	同上
養蚕製糸	一	一	栽桑 飼育	一	同上 製糸	一	同上 蚕病製種
畜産				一	家畜 養蜂	一	同上 畜産大意
農産製造				一	衣食住	一	主要ナル農産製造法
家事	二	二	編物 袋物 造花 図画	一	同上 刺繡 染物	一	養老育児看護整理及經濟
手芸	二	二	編物 袋物 造花 図画	二	同上 刺繡 染物	三	同上
裁縫	八	八	通常衣服 裁方 縫方 繻方	八	同上ミシン使用法 洗濯 張物ノ仕方	八	同上
唱歌	一	一	戲 単音唱歌 普通体操 遊	一	同上	一	同上
計	無定時	二七		二七		二七	
但実習ノ都合ニ依リ規定時間ノ範圍内ニ於テ学科教授時数ヲ伸縮スルコトアルヘシ				同上		同上	

(表2) 裁縫科 学科程度及教授時数

科目	学年	毎週教 授時数	第一学年	毎週教 授時数	第二学年
修身	一	一	人倫道德ノ要旨	一	同上
国語	二	二	読書 作文 習字	二	同上
算術	一	一	加減乗除(珠算)	一	同上
家事	一	一	衣食住	一	養老育児看護整理及經濟
園芸	二	二	花卉 蔬菜 果樹	二	同上
手芸	二	二	編物 袋物 造花 刺繡	二	同上
裁縫	二六	二六	通常衣服ノ裁方 縫方 繻方 洋裁縫	二六	同上
唱歌	一	一	單音唱歌遊戯普通体操	一	同上
計	三六	三六		三六	

表1~5の出版
『愛実女子同窓会雑誌』第一号
(愛実女子同窓会 1916年)

(表3) 手芸科 学科程度及教授時数

科目	毎週教 授時数	課程
修身	二	人倫道德ノ要旨
国語	二	読書 作文 習字
算術	一	珠算 加減 乗除
裁縫	二	通常衣服裁方 縫方 繻方
唱歌	一	單音唱歌 普通体操
手芸	二八	運針法 図案 絵画 植物景色 刺繡実習 編物 袋物 造花
計	三六	

但、国語、算術、裁縫、唱歌、体操ハ随意科トス

(表4) 研究科 学科程度及教授時数

科目	毎週教 授時数	課程
修身	一	人倫道德ノ要旨
家事	二	衣食住及育児看護家計簿
裁縫	三三	和服全体ノ裁方 縫方 繻方及洋裁縫 編物 袋物 造花 押絵 刺繡
計	三六	

但、家事ハ随意科トシ裁縫手芸ハ生徒ノ希望ニヨリソノ課程中ノ一種又ハ數種ヲ限リ専修スルコトヲ得

(表5) 製糸科 学科程度及教授時数

科目	毎週教 授時数	課程
修身	一	人倫道德ノ要旨
実科	三五	製糸科 機械使用法 実習
計	三六	

補習学校は一つの学校として機能していた。

3 「花」・「茶」の受容

実業学校女子部、附設の実業補習学校裁縫科・手芸科・研究科・製糸科(表1~5)のいずれの学科課程表においても、「花」・「茶」については何も記されていない。また実業学校女子部の学科目「修身」の細目に「作法」があることは見出せるが、「作法」と「花」・「茶」との関係は見出せない。華族女学校(14)などでは学科目「手芸」の細目に「花」が入れられ、「花」を手芸の一種と捉えることがあったが(15)、同校の記録にはそのようなこともない。

さらに一九一六(大正五)年六月現在の職員の記録に、「花」・「茶」の教職員名はなく(16)、現時点までの資料調査において、「花」・「茶」が学科目ないしは学科目の細目として教えられていたことを示す史料は見出せない。

本来、「農業学校規程」および「実業補習学校規程」(17)に定められた学科目として「花」・「茶」があるわけではなく、他方、高等女学校ならば一九〇三(明治三六)年十二月二四日付の通牒(卯普甲三四八七号)により、必要な場合に限り正科(課)時間外に「花」・「茶」を教えることが認められ、一九〇八(明治四一)年五月、高等女学校令施行規則中改正(文部省令第二号)により、「花」・「茶」を随意科目(選択科目)として学科目とすることも可能であったが、当校は実業学校という範疇にあった。

(表6) 「花」・「茶」に関する「朝会訓話」題目一覧

年 度	月 日	訓 話 題 目
一九一〇年度(明治四三)	六月十八日	茶道ト千ノ利休
	六月二〇日	生花茶ノ湯ノ時間割
一九一一年度(明治四四)	七月二日	利休七則
	一〇月二三日	生花茶ノ湯ニツイテ
	二月十七日	千ノ利休ト西行法師
	二月二一日	千ノ利休茶事七則
一九一二年(明治四五/大正元)	二月二八日	千ノ利休
		* 該当する訓話なし
一九一三年度(大正二)	二月二八日	千利休
一九一四年度(大正三)	四月八日	生花茶ノ湯
一九一五年度(大正四)		* 該当する訓話なし

『愛実女子同窓会雑誌』第一号(愛実女子同窓会 一九一六年)より筆者作成

しかし一九一〇(明治四三)年四月一〇日開校時より毎朝授業開始前に行われた学校長(18)による訓話(「朝会訓話」)からは(19)、決して生徒が「花」・「茶」と無縁ではなかったことがわかる(表6)。「花」・「茶」取り入れの裁量権を持つ学校長が、利休忌(陰暦二月二八日)に「千利休」についての訓話をするなど「茶」に対し造詣が深いことが窺え、開校二ヵ月後の六月二〇日の「生花茶ノ湯ノ時間割」という訓話からは、開校当初から「花」・「茶」が当校で教えられたことが考えられる。

また開校当初在学した卒業生の記した思い出を読むと、附設の実業補習学校裁縫科・研究科に学んだ者は、「毎日の学校での学習の内容ですが、当時の教科は修身・国語・習字・珠

算・和裁・手芸等で、華道と茶道は週2回ありました。」と記し、実業学校女子部に学んだ者は「授業は修身、理科、国語、算数、習字、裁縫、お茶、お花、作法と目まぐるしいほどでした。」と記している(20)。実業学校・実業補習学校ともに「花」・「茶」が教えられたことがわかる。

学科課程表に記載されず、「花」・「茶」の教職員名の記録もないが、学校長の「朝会訓話」や卒業生の思い出から、正課時間外(放課後)に、開校当初から「花」・「茶」が教えられていたと思われる。

4 学科目「園芸」と「花」

女子部と裁縫科の学科目(表1・表2)には「園芸」があり、園芸実習場である愛実園(21)では果樹・野菜とともに草花が栽培されていたが、一九一四(大正三)年六月二五日の地久節(皇后誕生日)からは、「花暦」と称する、校内だけでなく家庭・田圃・路傍に於いて四季折々の花を採集し、観察記録(「花暦の栞」)をつけ、一年毎にこれを整理し分類することが始められた。

同時期「気象日誌」、「昆虫暦」と称する記録も始められたが、「花暦」と花や昆虫の観察などを目的とした「顕微鏡暦」のみ地久節の奉祝記念として始められていることから、花(植物)を扱うことを女子の役割として行うことがわかる(22)。当時の「当番日誌」(23)には、心をこめてつくられた愛実園の花が毎日、明日御命日であるという家の者に一束ずつ渡され

た(24)ことは記されているが、同園の花が同校の「花」の花材として使われた記事は見当たらない。しかし仏前の供花も「花」の心得があれば心丈夫であり、女子のたしなみとして身につけられていたと考えられよう。

おわりに

愛知郡立愛知実業学校女子部・実業補習学校の「花」・「茶」の受容は、開校当初から機会が設けられ、正課時間外に行われたと考えられ、この点において、高等女学校の場合と同様である(25)。学校の種別は異なっても、女子中等教育の在り方として同様の考え方がなされたといえよう。

他方、「園芸」という「花」に通じる学科目を持つ同校において、学校の園芸実習場で育てられた草花は祖先に手向けるものと位置づけられ、家庭におけるたしなみとしての「花」が見出される。

同校において、「花」・「茶」が学科目あるいは学科目の一部として取り入れられることはなかったと考えられる。しかし開校当初から、正課時間外(放課後)には取り入れられた。これは世間一般において結婚前の女子が習うべきものと考えられる「花」・「茶」を設置することにより、学問教育だけでなく女子としてのしつけ教育にも充分留意していると、世間に知らせるものであったためと考える。

しかしいっぽう当校で教えられる「花」・「茶」はたしなみとしてのもので、また希望者のみを対象にしたと思われる。

実際の「花」・「茶」の実技修得は、その土地に存在する「花」・「茶」の師匠に委ねられたと考えられよう。

今後さらに資料調査を進めるとともに、高等女学校として改組後の大正後期から昭和戦前期について考察を進めたい。

註

- (1) 女子中等教育においては、花材を扱う学習については「插花」「生花」「花道」、茶の湯に関する学習については「点茶」「茶儀」「茶道」などと様々に使用されているため、ここでは、それぞれを統一する用語として「花」「茶」という用語を使用した。また「花」「茶」はそれぞれ別個の歴史を持つものであるが、ともに「国語」「修身」等学科目とは異なる教育体系を有し、女子中等教育のなかでひと括りに扱われていることが多いため、そのような点を考慮して扱った。
- (2) 山村賢明『茶の構造』(世織書房 一九九六年)二四四頁
- (3) 田中秀隆「文化研究の潮流と近代茶道史研究」、『藝能史研究』一六二号 二〇〇三年)七頁
- (4) 拙稿「高等女学校における「花」・「茶」の受容 高等女学校令施行後、大正期を中心に」、『女性史学』第十二号 二〇〇二年)四九頁
- (5) 『愛知高等女学校十五年小史』(滋賀県立愛知高等女学校 一九三七年)一〜九頁
- (6) 中川泉三編『近江愛智郡志』第二卷(滋賀県愛智郡教育会 一九二九年、のち名著出版、弘文堂書店より復刻)六三六・六三七頁

- (7) 『滋賀県師範学校六十年史』(滋賀縣師範學校 一九三五年、のち第一書房より日本教育史文献集成として復刊)、『彦根西高百年史』(滋賀県立彦根西高等学校 一九八七年)、『滋賀県立大津高等女学校五十年史』(滋賀県立大津高等女学校 一九四〇年)、『創立90周年記念誌』(滋賀県立日野高等学校 一九九五年)、『八十年記念誌』(滋賀県立水口高等学校 一九八八年)、『70記念誌』(滋賀県立長浜北高等学校 一九七〇年)。
- (8) 戦前の中等教育機関の種別として、中学校・高等女学校・実業学校があった。実業学校を規定した「実業学校令」は、一八九九(明治三二)年二月勅令第二九号として公布された。実業学校には工業学校・農業学校・商業学校・商船学校・実業補習学校があり、この勅令に基づき「農業学校規程」が制定された。
- (9) 文部省内教育史編纂会編修『明治以降教育制度発達史』第四卷(龍吟社 一九三八年、のち芳文閣より復刻)四八六〜四九〇頁に詳しい。
- (10) 『愛実女子同窓会雑誌』第一号(愛実女子同窓会 一九一六年)二六〜三九頁(以下同誌を『愛実』と記す)
- (11) 一八九九(明治三二)年二月勅令第三一号として公布され、この法令により高等女学校は規定された。実科高等女学校は、一九一〇(明治四三)年一〇月、高等女学校令中改正(勅令第四二四号)により、「裁縫」「手芸」などを主に教える学校として設置された。
- (12) 『高等女学校関係法令の沿革』調査資料 第二輯(文部省教育調査部 一九四一年)十五〜十九頁

- (13) 『高等女学校関係法令の沿革』調査資料 第二輯(文部省教育調査部 一九四一年)八五〜八九頁
- (14) 華族女学校は、一八八五(明治十八)年十一月学習院女子教科を独立して開校。一九〇六(明治三九)年四月学習院女子部、一九一八(大正七)年女子学習院と改められた。
- (15) 文部省内教育史編纂会編修『明治以降教育制度発達史』第九卷(龍吟社 一九三八年、のち芳文閣より復刻)八八一頁
- (16) 『愛実』九〇頁
- (17) 文部省内教育史編纂会編修『明治以降教育制度発達史』第四卷(龍吟社 一九三八年、のち芳文閣より復刻)五八二〜五九〇頁に詳しい。
- (18) 初代校長は開校から一九一七(大正六)年九月まで今井兼寛(前・愛知郡長)。後任は同校首席教諭であった大橋辰次郎で、一九二二(大正十一)年三月まで。
- (19) 『愛実』一三六〜一四七頁
- (20) 『愛知 創立六十周年記念』(滋賀県立愛知高等学校 一九六九年)九・一〇頁
- (21) 愛実園は学校敷地に隣接して設けられ、「心身を修養しその技を練磨する好個の園芸実習場」と位置づけられていた。
- (22) 『愛実』四五〜五二頁
- (23) 『愛実』一四八〜二二八頁
- (24) 同校にはこのために「追憶誌」という、家庭における二親等以内の者の命日を記して提出する用紙が用意されており、『愛実』四一頁)、学校において制度化されている事柄であった。
- (25) 拙稿「校友会誌「岸乃姫松」にみる泉南・岸和田高等女学校

校長の言説と「花」・「茶」の受容を中心に」(『和泉高校百年誌』大阪府立和泉高等学校 二〇〇一年)九一一頁、拙稿「明治初・中期、女子中等教育における「花」・「茶」の受容 京都府女学校を中心に」(『野村美術館研究紀要』第十一号)十八頁。

参考文献(本文に直接引用しなかったもの)

- ・『愛知 創立七十周年記念』(滋賀県立愛知高等学校 一九七九年)
- ・『愛知 創立八十周年記念』(滋賀県立愛知高等学校 一九八九年)
- ・『愛知 創立九十周年記念』(滋賀県立愛知高等学校 一九九九年)
- ・『愛声』(一九二五年一〇月から一九四三年九月まで毎月発行、のち一九四七年に復刊)

付記

本稿は、愛知川町教育委員会町史編さん室の滋賀県立愛知高等学校蔵同窓会資料調査の成果の一部である。調査にあたり、入試などの多忙な時期にもかかわらず快く対応してくださった中澤修事務長をはじめ、関係各位には、多大なるご助力を賜りました。この場を借りて深くお礼申し上げます。

愛知川町教育委員会町史編さん室調査員